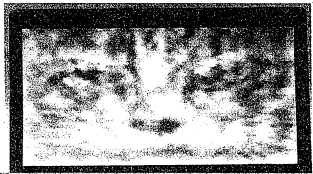


# は脅威

17年ぶり改定へ 15



# 自ら育つ人工知能

これが猫、情報から学ぶ 19

# 日本経済新聞

9月28日

日曜日

発行所 日本経済新聞社  
東京本社 03-3270-0251  
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7  
大阪本社 06-6943-7111  
名古屋支社 052-243-3311  
西部支社 092-473-3300  
札幌支社 011-281-3211

**THK 地震対策に**

THK株式会社

地震

**購読のお申し込み**

0120-21-4946  
http://www.nikkei4946.com/

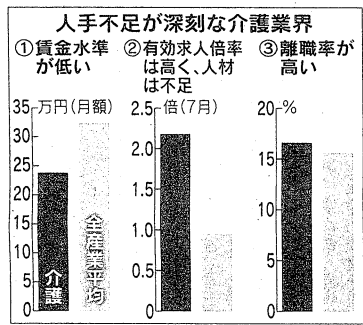
**日経電子版**

http://www.nikkei.com/  
お問い合わせ(7:00~21:00)  
0120-24-2146

# 介護職員賃上げへ

## 15年度、月1万円人手を確保

政府は2015年度から介護職員の賃金を引き上げる。介護サービス事業者が受け取る介護報酬(3面きょうのこほ)に職員の賃金を増やす原資を加算する。月額1万円程度の増額を目指す。介護は人手不足が深刻なため、賃上げで人材の確保につなげる。賃金以外に払う介護報酬は抑え、介護を支えるための保険料や税の負担増を避ける方向だ。



## 賃金以外の介護報酬抑制

介護サービスの公定価格である介護報酬は3年に1度改定している。15年度の改定で、介護事業者が職員の給与を引き上げて昇給する賃金体系を整えた場合、加算を増額する。厚労相の諮問機関である社会保障審議会

年末までに具体案を詰める。月給22万円の職員の場合、月1万円増額すれば4%の賃上げとなる。介護職員の賃金を上げるのは、高齢者の増加に伴い、介護の担い手不足が深刻になる懸念があるためだ。産業界の人手不足の影響もあり、介護事業者は人員確保に苦勞している。7月の介護サービスの有効求人倍率は2・1倍と全産業の0・95倍の2倍以上だった。厚労省の調査では介護職員の平均月給は23万8千円、在宅向けの訪問介護を手がけるホームヘルパーに限ると21万8千円にとどまる。産業界の平均月給32万4千円を10万円前後も下回る。

12年度の介護報酬改定で導入した処遇改善加算に導いた。厚労省は15年度の報酬加算拡充では対象を昇進・昇給ルールを盛り込んだ賃金体系を整えた事業者に限定する。実際に事業者が加算部分を基本給

に反映させたかななどを点検することも検討する。社会福祉法人などで小規模な介護事業者では、昇給などの賃金体系がないところも目立つ。収入の見通しをたてられないことが離職の一因となっている。介護職員は12年度時点で全国に約168万人いる。産業界では今春、賃金引き上げの動きが広が

制度を拡充する。介護事業者が受け取る介護報酬に加算率分を上乗せする。加算率はサービスごとに異なり、現在は訪問介護事業者で4%、特別養護老人ホームで2・5%上乗せしている。ただ、事業者は加算を研修などに使ったりして、必ずしも賃上げにつながっていないとの指摘がある。

政府は09年度から介護事業者に支払う交付金制度や介護報酬を使って、介護職員の処遇改善に取り組んできた。ただ毎月の基本給は引き上げず、ボーナスや手当で対応した事業者も少なくない。

り、大企業のベテランは平均2%超だった。介護職員の賃金も引き上げが必要との指摘は多い。